(iii) The decision to allow a member to qualify as a potential recipient country can only be made if such member is able to meet the requirements for becoming a recipient country. Such requirements are those set out in Article I of this Agreement, as it reads at the time of such decision or as it will read upon the entry into force of an amendment that has already been approved by the Board of Governors at the time of such decision.

(iv) If a potential recipient country has not become a recipient country at the end of the period referred to in subparagraph (ii), the Bank shall forthwith cease any special operations in that country, except those incident to the orderly realization, conservation and preservation of the assets of the Special Fund and settlement of obligations that have arisen in connection therewith.

2. Special Funds accepted by the Bank may be used *in its recipient countries and potential recipient countries* in any manner and on any terms and conditions consistent with the purpose and functions of the Bank, with the other applicable provisions of this Agreement, and with the agreement or agreements relating to such Funds.

3. The Bank shall adopt such rules and regulations as may be required for the establishment, administration and use of each Special Fund. Such rules and regulations shall be consistent with the provisions of this Agreement, except for those provisions expressly applicable only to ordinary operations of the Bank."

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年九月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

条約第九号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書

千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が、千九百八十年三月二十六日に譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定（ガット基本文書選集（ＢＩＳＤ）追録第二十七巻二十五ページ）を採択し、

前記の決定の規定に従い、第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正を含む案が文書（Ｇ／ＭＡ／ＴＡＲ／ＲＳ／第二百九十一号及びＧ／ＭＡ／ＴＡＲ／ＲＳ／第二百九十一号／訂正１）により全ての加盟国に通報されたので、

ここに、第三十八表（日本国の譲許表）の当該修正及び訂正が前記の決定の規定により確定されたものであることを確認する。

この確認書に附属する譲許表の当該修正及び訂正は、日本国政府が自国の国内手続の完了後に世界貿易機関事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。

この確認書は、世界貿易機関事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、速やかにその認証謄本を送付する。この確認書は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

二千十一年十一月四日にジュネーブで作成した。

第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正

第三十八表　日本国の譲許表

第一部　最恵国関税率表

第二節　その他の産品

関税率表番号の第二八四三・二九号、第二九一〇・二〇号及び第二九二一・五一号に「Ｐ」を付する。

第三十八表の日本国の譲許表の附属書

(3)中「付表ＩＡから付表ＩＤまで」を「付表ＩＡから付表ＩＥまで」に改める。

(4)中「付表ＩＡから付表ＩＤまで」を「付表ＩＡから付表ＩＥまで」に、「付表Ⅱ」を「付表ⅡＡ及び付表ⅡＢ」に改める。

(6)中「付表ⅣＡから付表ⅣＤまで」を「付表ⅣＡから付表ⅣＥまで」に改める。

付表ＩＤの次に次の一表を加える。

付表ＩＥ　指定を受けた医薬の有効成分（四回目の見直しによる追加）

号	品名
二八四二・九〇	フェルマガート
二八四三・九〇	パデリポルフィン
二八四四・四〇	ヨードフィルト酸（^{123}Ｉ）
二九〇四・一〇	エプロジサート
二九〇六・一九	エロカルシトール
二九〇九・三〇	テラメプロコール
二九一六・一九	ペレチノイン
二九一六・三九	タレンフルルビル
二九一八・一九	ベビリマト
二九一九・〇〇	ホスプロポホール
二九二〇・九〇	ナプロキスシノド
二九二一・一九	トラミプロサート
二九二二・一九	アフィモキシフェン
二九二二・一九	ロナカレレト
二九二二・二二	ファキセラドール
二九二二・五〇	アミベグロン
二九二二・五〇	シナシグアト
二九二二・五〇	ファソベグロン
二九二三・一〇	コリンフェノフィブラート
二九二四・二九	アルバクロフェンプラカルビル
二九二四・二九	ベドラドリン
二九二四・二九	カリスバマート